

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）
昭和四年四月十五日第三号

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業の認可
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
昭和三十三年年度県立幼稚園の園児募集
- ◇公告 昭和三十三年年度県立農業講習所講習生の募集
昭和三十三年十二月十七日付鳥取県教育委員会告示第三十一号中訂正
- ◇正誤 昭和三十三年十二月六日付（号外）鳥取県告示第六百六十二号中訂正

告示

鳥取県告示第一号

米沢村員田土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する

同法第十条第一項の規定により、昭和三十三年十二月十九日認可した。

昭和三十三年一月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年一月十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

一日 時 昭和三十三年一月十日 午前十二時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 昭和三十三年年度予算について

2 定例報告

3 その他

鳥取県教育委員会告示第二号

昭和三十三年年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

昭和三十三年一月十日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

昭和三十三年年度県立幼稚園園児募集要項

昭和三十三年年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

一 園児募集校

鳥取市東町八〇番地 鳥取西高等学校附属幼稚園

二 募集人員

約 一八〇名

三 応募資格

昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までに出生したものに限る。(小学校就学前一年のもの)

四 出願手続

一 願書の交付及び受付

昭和三十三年一月十日(金)から一月二十日(月)までの午前九時より午後四時までとする。ただし、

土曜日は正午までとし日曜日は除く。

2 願書の交付もしくは受付の際、園児の選抜に關し必要な指示を行う。

五 選抜方法

1 志願者が募集人員を超過した場合は選抜を行う。

2 昭和三十三年一月二十六日(日)午前九時から同幼稚園において父兄および応募者との面談を行う。

六 入園許可者発表

昭和三十三年一月二十七日(月)正午同幼稚園において行う。

公 告

昭和三十三年年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十三年一月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十三年年度鳥取県立農業講習所講習生募集要領

一 講習の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員その他農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の養成を目的とする。

二 講習区分及び修業年限

1 本科(農業技術指導者の養成) 二箇年

2 実科(農村中堅青年の養成) 一箇年

イ 普通実科 農業技術一般について習得させる。

ロ 果樹実科 果樹栽培技術を中心に習得させる。

ハ 蔬菜実科 蔬菜栽培技術を中心に習得させる。

三 講習の場所

本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

果樹実科 岩美郡津ノ井村 県農業試験場果樹分場

蔬菜実科 米子市旗ヶ崎 県農業試験場西伯分場

四 入所受験資格

1 本科 高等学校の卒業生又は昭和三十三年三月末日までの卒業見込者並びにこれと同等と認められる資格を有する者

2 実科 中学校の卒業生又は昭和三十三年三月末日までの卒業見込者

五 募集人員

1 本科 十五人以内

2 実科

イ 普通実科 三十人以内

ロ 果樹実科 若干名

ハ 蔬菜実科 二十人以内

六 入所試験期日及び場所

1 期日 昭和三十三年三月十九日 午前九時から

2 場所

本科、普通実科、果樹実科

鳥取市吉成 県立農業講習所

蔬菜実科

米子市旗ヶ崎 農業試験場西伯分場

七 入所試験の方法

左記科目について本科は高等学校卒業程度実科は中学校卒業程度において筆記試験及び面接試験を行う。

1 本科

イ 数学 一般数学、解析Ⅰ、解析Ⅱ、幾何の四科目中から一科目を選択する。

ロ 理科 物理、化学、生物、地学の四科目中から高等学校の農業科課程卒業者は一科目、その他の者は二科目を選択する。

ハ 農業一般 高等学校の農業科課程卒業者に受験させる。

2 実科

イ 数学

ロ 作文

八 出願手続及び受付期間

1 出願手続

入所希望者は次の書類各一通を農業講習所長あて提出すること。

イ 入所願書(規定の用紙)

ロ 学校成績証明書(規定の用紙に在学期間中各学

年毎の成績を記入し学校長封印のもの)

ハ 身体検査証

2 受付期間

昭和三十三年二月一日から昭和三十三年三月十二日まで

九 合格者発表

昭和三十三年三月二十四日農業講習所前に掲示するか、合格者に通知する。

昭和三十三年三月二十四日農業講習所前に掲示するか、合格者に通知する。

正 誤

昭和三十三年三月十日鳥取県教育委員会告示第三十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行 誤 正

8、上 昭和三十三年三月十日 昭和三十三年三月十日(水)……… 二日(水)………

昭和三十三年十二月六日(号外)鳥取県告示第六百六十二号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行 段

鳥取県告示第六百六十二号

鳥取県告示第六百六十二号

一 終りから 五 六

全面積

全面積

一三 始めから 七 五

台帳 見込

台帳 見込

〃 終りから 一 四

山方上奥

山方上奥

一五 始めから 七 五

一、一三六の一八

一、一六三の一八

二三 始めから 九 七

二、三三三の五

一、三三三の五

二四 〃 〃 六 七

一、六三〇〇

六三〇〇

二七 終りから 二 七

二、六二〇〇

二六二〇

〃 〃 〃 八 七

七三〇〇

八三〇〇

二八 終りから 三 四

七三〇〇

八三〇〇

二九 終りから 八 六

〇七一五

〇七二五

三一 終りから 五 六

〇四二二

〇四二三

三六 始めから 六 八

三二、三六〇〇

三二、二六〇〇

三八 終りから 一 五

一、八八三二

一、八三二

四四	四二	四一	"	"
始めから	始めから	終りから	"	"
一	九	五		
六	二	七	八	七
二、四三二七	"	六、六三〇〇	五、八三〇〇	五、八三〇〇
			九、〇四〇〇	五、八三〇〇
			高宮	五、八三〇〇
			二、四三二七	九、〇四〇〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥取県鳥取市東町

印

刷

所 県